

# 「社会保障の解体は許さない！介護保険制度の抜本改善を！！」 STOP！介護改悪 介護ウェーブ2015推進ニュース -介護の“Big Wave”を広げよう！-



## 秋の介護をよくするアクションウィーク (11月7日~14日)

### 徳島

11月11日、秋風が吹き抜け、少し肌寒い中でしたが、「2015年介護ウェーブ署名。駅前宣伝行動」を、職員28名が集まって行いました。

2015年の介護報酬改定は、地域で介護を守ってきた小規模事業所に大打撃を与え、すでに閉鎖や倒産など、実害が出ています。また、なんとか事業を継続できている事業所も、介護報酬の引き下げで、経営は悪化。その影響は、そこで働く職員にも出ており、離職する方も出てきています。事業所の閉鎖や、職員の離職によって、結果的には介護の質の低下につながり、利用者やその家族にも多大な影響を与え初めています。



当日は、県連内の全ての法人から職員が参加。のぼりやポスターを持ってアピールを行ったり、署名のお願いに、道行く人へ声をかけたり、ビラを配布して、対話をしたり、約1時間、宣伝行動・署名活動を行いました。署名は「86筆」集めることができました。

利用者・介護現場が抱えている現状の困難を早急に打開するために、そして、いつまでも夢と希望を持って働き続けられる介護現場であるためにも、広く市民の皆さんへアピールし、介護保険の改悪をやめさせる“ウェーブ”を起こしましょう！（報告：山本浩史）

徳島では、介護ウェーブを具体化するために、県連で「介護ウェーブ実行委員会」を立ちあげました！以下は、方針の抜粋です。↓

### 2015年介護ウェーブ方針 2015年介護ウェーブ実行委員会

2015年のテーマを実践するために、以下に取り組みます。

1. いい介護の日（11月11日）の取り組みを幅広い共同で取り組みましょう。
2. 介護ウェーブ2015署名を取り組みます
3. 介護保険法「改正」に伴う影響調査に取り組みます
4. 「利用者の声を届けよう！」病院・診療所・介護事業所等で、「伝えて欲しい思いカード」を取り組み、自治体キャラバンでの活用を検討します
5. 上記の取り組みを実践するため、「介護ウェーブ実行委員会」を立ち上げます

◆各法人及び徳島健生病院、県連社保・平和委員会より委員を選出し、具体化を進めます。



ポスターも作りました！

### 岩手

盛岡市中心部で行った署名宣伝行動は、民医連職員が18名参加し署名



の訴えとチラシ配付を行いました。署名は40分間で130筆を集約。

長い間、夫を介護し先日看取ったばかりの女性は、「夫が亡くなった時も、若い介護職員が寄り添い最後まで自分を支えてくれた。若い職員が離職しないよう国をあげて対処してほしい」と涙ながらに語り署名を行いました。





また、認知症電話相談には民医連職員が延べ3名参加しマスコミが2社報道するなどの反響がありました。  
(岩手 吉田)



## 北海道 「介護従事者の賃金を上げてください！」 「おっ〜！」

支部団交昼休み報告集会終了後に、組合に力を借りてチョットしたあいまのビデオ撮りです。社会福祉法人札幌南勤労者医療福祉協会と(株)勤医協在宅医療福祉協会の事務センターのみなさんです。

(社福札幌南勤労者医療福祉協会 鹿野)



通達・第7-701号(10月7日付)をご参照ください。

## 介護保険法「改正」に伴う影響調査実施中！

先日の介護・福祉責任者会議では、石川・やすらぎ福祉会から利用料2割化や補足給付の要件厳格化に伴う負担増の実態がリアルに報告されました。

現在各地で取り組んで頂いている「影響調査」(利用料2割化、補足給付)の締め切りは第1次集約分が11月20日、第2次分が12月7日となっています。各県連、法人での積極的な取り組みを重ねてお願いします。

### ※「利用料2割引き上げに伴う影響調査(法人シート)」に対する質問について。

「1 利用料2割負担の状況」の中で、「① 2015年8月～10月の給付管理の総数」の記入に関する質問が寄せられています。

負担割合証の公布が7月末ギリギリになったこともあって、8月1カ月のみでは影響が必ずしも表面化してこないとの指摘があり、8月～10月の実態を把握することにしました。

この欄は3カ月分の「延べ件数」ではなく「実数」を記入してください。以下の要領(例)で集約・記載をお願いします。

|                 |     |     |          |    |
|-----------------|-----|-----|----------|----|
| (例) 8月分の給付管理対象者 | Aさん | Bさん | Cさん      | 3名 |
| 9月分の給付管理対象者     | Aさん | Bさん | Cさん→利用中止 | 2名 |
| 10月分の給付管理対象者    | Aさん | Bさん | Dさん(新規)  | 3名 |

この場合、「利用延べ件数」は8名になりますが、「実数」は4名となります。(つまり、10月分の管理給付対象者に8月、9月の中止者数を加えた数です。)



お問い合わせは、「介護ウェア推進本部」事務局：吉澤・諏佐(すさ)  
☎03-5842-6451/fax03-5842-6460 E-mail: [min-kaigo@min-iren.gr.jp](mailto:min-kaigo@min-iren.gr.jp)